○財務省告示第九十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債を買入消却したので、その国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	買入価額の総額
個人向け利付国庫債券（固定・三年）	第十回	一億百二万円	一億七十六万二千四百四十二円
〃	第十一回	二億五千九百八十三万円	二億五千九百二十九万千七百三十二円
〃	第十二回	八千二百四十一万円	八千二百二十五万二千四百十四円
〃	第十三回	一億三十三万円	一億十七万百三十八円
〃	第十四回	二億三千八百三十九万円	二億三千七百九十九万千百三十二円
〃	第十五回	二億千四百九十四万円	二億千四百六十三万千七百三十四円
〃	第十六回	一億八千六十三万円	一億八千三十八万五千三百五十二円
〃	第十七回	一億四千百五十二万円	一億四千百三十二万八千三百四十四円
〃	第十八回	五千八百三十二万円	五千八百二十三万六千三百六十六円
〃	第十九回	三億七千七百八万円	三億七千六百五十三万九千二百二十八円
〃	第二十回	三億五千百八十九万円	三億五千百四十一万三千四百二十円
〃	第二十一回	一億千五百八十一万円	一億千五百六十四万三千九百二十六円
〃	第二十二回	一億五千六百一万円	一億五千五百八十六万八百四十八円
〃	第二十三回	二億五百九十四万円	二億五百七十一万三百三十八円
〃	第二十四回	二億二千五百八十七万円	二億二千五百六十九万五十円
〃	第二十五回	一億七千六百六十七万円	一億七千六百五十七万千五百十二円
〃	第二十六回	三億二千九百五十二万円	三億二千九百三十三万六千二百七十八円
〃	第二十七回	一億五千八百八十八万円	一億五千八百五十八万円
〃	第二十八回	八千百六十万円	八千百五十五万四千五百十八円
〃	第二十九回	一億三千八百五十八万円	一億三千八百五十万二千七百六十円
〃	第三十回	二億四千八百六十一万円	二億四千八百四十七万二千三百十六円
〃	第三十一回	三億七千七百九十万円	三億七千七百六十八万九千二百九十二円
〃	第三十二回	四億六千三百六十六万円	四億六千三百四十万千五百二円
〃	第三十三回	八百五十万円	八百四十九万六千五百三十三円
〃	第三十五回	千万円	九百九十九万六千四百三十三円
〃	第三十六回	百万円	九十九万九千三百三十五円
〃	第三十七回	四百万円	三百九十九万七千百九十五円
〃	第三十八回	二千八百五十万円	二千八百四十八万三千七十九円
〃	第三十九回	六百八十七万円	六百八十六万六千四百三十五円
〃	第四十回	千五十万円	千四十九万五千八百七十六円
〃	第四十一回	九百万円	八百九十九万七千二百四十二円
〃	第四十二回	三百万円	二百九十九万九千三百五十九円
〃	第四十四回	三千八百七十六万円	三千八百七十五万九千八百九円
個人向け利付国庫債券（固定・五年）	第十四回	二億五千八百九十万円	二億五千七百四十三万五千三百十八円
〃	第十五回	七億二千四百二十一万円	七億千九百四十七万八千八円
〃	第十六回	三億四千八百三十六万円	三億四千六百六十九万四千五百五十六円
〃	第十七回	二億四千八百三十八万円	二億四千四百五十一万九千七百二十二円